

西東京市建築協定一覧

建築協定名称	西東京市芝久保町一丁目三井不動産株式会社分譲地区建築協定	ひばりが丘ザ・プライベートプレイス建築協定
区域の地名地番	西東京市芝久保町一丁目1427番187 外64筆	西東京市谷戸町二丁目2938番16 外243筆及び 西東京市ひばりが丘三丁目1618番34 外6筆
協定区域面積	6,542.33㎡	26,985.05㎡
用途地域	準工業地域	工業地域
高度地区	第二種高度地区	第二種高度地区
防火地域	準防火地域	準防火地域
敷地面積との比	200%/60%	200%/60%
認可年月日	平成16年12月3日	平成17年3月17日
認可番号	16多建管建築協定認可第5号	16多建管建築協定認可第6号
協定内容	<p>1 建築物の用途は、建築基準法第48条第1項に定める第一種低層住居専用地域内において建築することが出来るものとする。ただし、次にあげる建築物については建築してはならない。</p> <p>ア 戸数が2以上の長屋</p> <p>イ 戸数が2以上の共同住宅・寄宿舍・下宿</p> <p>2 建築物の高さの限度は10mとする。</p> <p>3 建築物の敷地面積の最低限度は100㎡とする。</p> <p>4 道路に面する垣又は柵は、植樹・生垣等緑化に努めたものとする。</p>	<p>1 建築物の用途は次に挙げるものとする。</p> <p>ア 住宅(兼用住宅を含む。なお、兼用住宅とは、建築基準法施行令第130条の3に定めるものとする。住宅・共同住宅・寄宿舍・下宿のうち、戸数が2以下のもの。</p> <p>イ 共同住宅・寄宿舍・下宿のうち、戸数が2以下のもの。</p> <p>2 建築物の高さの限度は10mとする。</p> <p>3 分譲時の宅地地盤面の変更はしてはならない。</p> <p>4 敷地面積の最低限度は100㎡とする。</p> <p>5 道路に面する垣又は柵は、植樹・生垣等、緑化に努めたものとする。</p>

※本一覧は要旨を示したものであるため、詳細については各建築協定の運営委員会又は西東京市都市整備部建築指導課の建築協定担当までご確認下さい。